

令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について

令和4年度駿東伊豆消防組合会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年2月8日提出

駿東伊豆消防組合管理者

沼津市長 頼 重 秀 一